

## 建設業法改正に伴う監理技術者の専任義務緩和に関する運用基準

### 1 目的

この基準は、東久留米市発注の工事案件において、改正建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の取扱いを定めることを目的とする。

### 2 特例監理技術者を配置する場合の要件

特例監理技術者を配置する場合、以下の全ての要件を満たすこと。

- (1) 監理技術者補佐を専任で配置すること。
- (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- (3) 監理技術者補佐は配置を予定する日の3か月以上前から、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (4) 特例監理技術者の兼務する工事が、施工予定の工事を含め2件までであること。
- (5) 特例監理技術者の兼務する工事の施工場所が、東久留米市内であること。

### 3 兼務を認めない工事

以下のいずれかに該当する工事は、特例監理技術者の兼務を認めないものとする。

- (1) 予定価格2億円以上の営繕工事又は予定価格3億円以上の営繕工事以外の工事
- (2) 兼務する工事が通年維持工事の場合（通年維持工事等、24時間体制での応急処置工や緊急巡回等が必要な工事）
- (3) 共同企業体で施工する工事
- (4) 発注者が適正な施工に支障があると判断した工事

### 4 留意事項

特例監理技術者を配置する場合において、特例監理技術者は、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
- (2) 監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (3) 監理技術者補佐が担う業務について明らかにすること。

## 5 提出資料

特例監理技術者を配置する場合は、落札候補者となった際に、工事主管課に「監理技術者の兼務通知書」を提出すること。また、現に受注している工事の監理技術者を特例監理技術者とする場合においても、工事主管課に「監理技術者の兼務通知書」を提出すること。

## 6 その他

- (1) 東久留米市発注工事との兼務を認める対象工事は、国、地方公共団体等の発注する公共工事のほか、民間工事も含むものとする。
- (2) 当該工事の特例監理技術者の配置の認否については、特記仕様書等に記載するものとする。